

令和元年7月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0628第1号」により、下記項目につき検査方法が追加され
令和元年7月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。
取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■検査方法が追加された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
25-ヒドロキシ ビタミンD	117 点	生化I 144 点	「D007」 血液化学検査 の「30」	原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA 法、CLIA法又はCLEIA法により25- ヒドロキシビタミンDを測定した場合 は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に 1回に限り、区分番号「D007」血液 化学検査の「30」心筋トロポニンI、K L-6の所定点数を準用して算定する。 なお、本検査を実施する場合は関連学会 が定める実施方針を遵守すること。

以上